

潮来市高齢者タクシー利用料金助成券 利用の手引き

1 利用可能なタクシー事業者

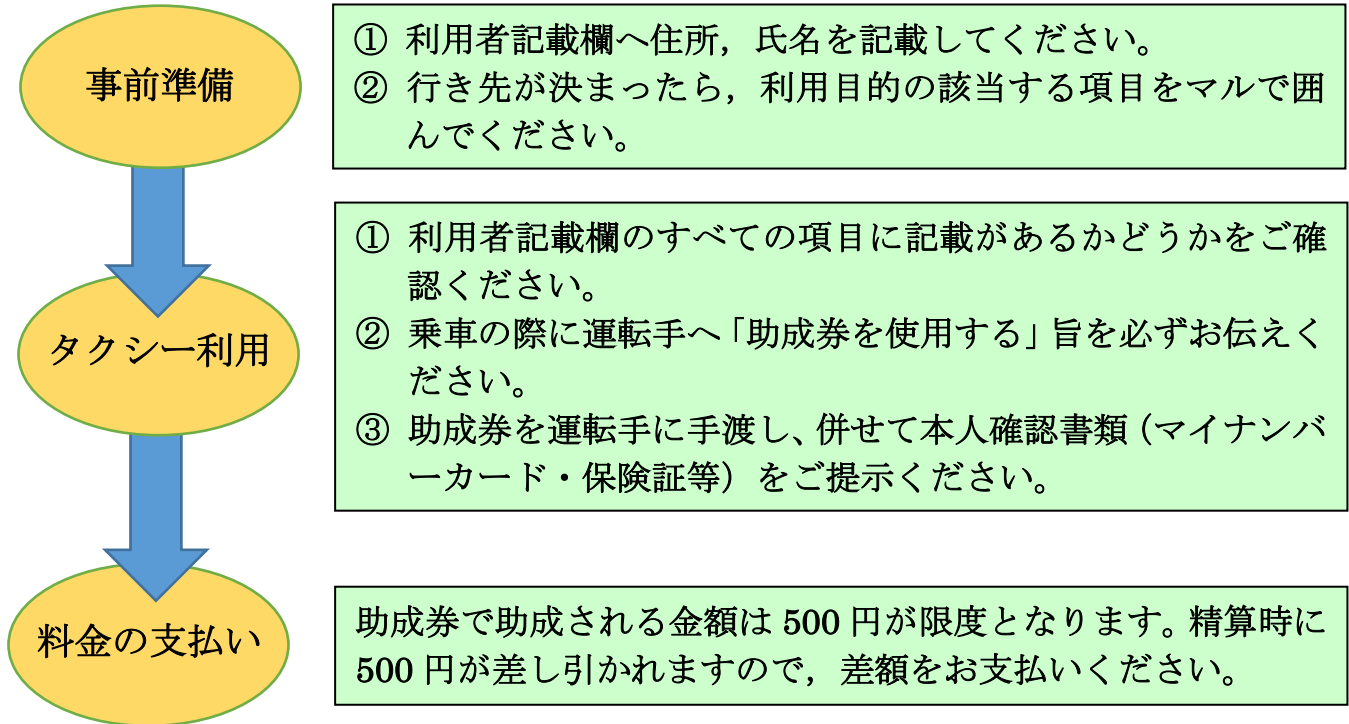
下記表のタクシー事業者以外では「助成券」を利用することはできませんのでご注意ください。助成券を利用する場合は、乗車する前に運転手へ「助成券を使用する」旨を必ずお伝えください。

事業者名	電話番号	営業時間
日の出タクシー有限会社	66-4181	7:00~22:00
潮来合同自動車有限会社	62-2237	7:00~翌日 3:00
有限会社かすみタクシー	62-3214	7:00~翌日 2:00
有限会社はなわタクシー	66-0878	7:00~24:00
有限会社常南観光タクシー	64-2017	7:00~20:00

2 使用上の注意

- 1 助成券を使用できるのは、交付を受けた本人のみとなります。
- 2 助成券は、1回の乗車につき1人1枚限り利用できます。
- 3 助成券を利用する際は、事前に利用者記載欄へ住所、氏名及び利用目的を記載してください。未記載の助成券は利用できません。
- 4 タクシーに乗車する際は、助成券を運転手に手渡し、併せて本人確認書類（マイナンバーカード・保険者証等）をご提示ください。
- 5 助成券の利用区間は、乗降場所のいずれかが市内の場合に限りります。
- 6 助成券で助成される金額は1人500円が限度となります。精算時に500円が差し引かれますので、差額をお支払いください。
- 7 助成券の有効期限は、年度末（3月31日）までとなります。
- 8 助成券は、汚損、破損等による場合のみ再発行できます。（紛失は不可）
- 9 助成券を第三者に譲渡又は売買等、不正に利用した際は、助成した金額を返還していただくことがあります。
- 10 交付対象者要件を満たさなくなった場合（市外への転出等）は、助成券を利用することはできません。

3 助成券の使用方法



4 助成券の記載方法

乗車前に必ず住所・氏名・利用目的を記入してください。
未記載の助成券は使用できません。

有効期限の過ぎた助成券は使用できません。

タクシー運転手の記載欄ですので、何も記載しないでください。

見本

潮来市高齢者タクシー利用料金助成券
※この助成券で運賃の一部（最大500円）を助成します。

利用者記載欄	住所	潮来市		
	氏名		登録番号	
	利用目的 (○で囲む)	1 通院	2 買物	3 会合 4 その他 ()

—発行者— 潮来市長

有効期限 令和4年 3月31日まで

茨城県 潮来市長の印

運転者記載欄	乗車日	月	日	運転者名	本人確認	
	時間	1	早朝～10時	2		10時～12時
		3	12時～14時	4		14時～16時
		5	16時～夜間			
		区間				
料金		円	同時使用	無・有 () 枚		
事業者名						